

## 小矢部市指定給水装置工事事業者に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、小矢部市水道事業給水条例（昭和55年小矢部市条例第27号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、小矢部市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(業務処理の原則)

**第2条** 指定業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）、条例、小矢部市水道事業給水条例施行規程（昭和55年小矢部市水道局管理規程第2号）及びこの規程に基づく水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

**第3条** 法第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定業者として指定を受けようとする者は、規則様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名
- (2) 給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに法第25条の4第1項の規定によりそれぞれ事業所ごとに選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、規則様式第2によるものとする。

(指定の基準)

**第4条** 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの  
(指定の更新)

**第4条の2** 法第25条の3の2第1項の指定の更新は、給水装置工事業を行う者の申請により行う。

2 第3条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。  
(指定業者証の交付)

**第5条** 管理者は、法第16条の2第1項の指定を行ったときは、速やかに指定業者に小矢部市指定給水装置工事業業者証（以下「指定業者証」という。）を交付する。

2 指定業者は、事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第1項の指定の取消しを受けたときは、指定業者証を管理者に返納しなければならない。

(変更等の届出)

**第6条** 指定業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の届出をしようとする者は、変更があった日から30日以内に規則様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、規則様式第2による第4条第3号アからカまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に規則様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

**第7条** 法第25条の11の指定の取消しは、指定業者が次の各号のいずれかに該当するとき、これを行う。

- (1) 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準にしたがった適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第13条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第14条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

大であるとき。

(指定の停止)

**第8条** 前条各号に該当する場合において、指定業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(処分の基準)

**第8条の2** 管理者は、指定業者が第7条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合は、別表第1に定める基準により違反点数を付する。

2 違反行為に対する指導及び処分の内容は、別表第1により算出した違反点数の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

3 指定の停止期間中において、新たに指定の停止事由に該当する事実が生じたときは、当該事実に係る指定の停止期間と適用中の指定の停止期間の残存期間を合算するものとする。この場合において、合算期間は6月を超えないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、処分を軽減し、又は加重することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

**第8条の3** 管理者は、処分を行うときは、小矢部市行政手続条例（平成8年小矢部市条例第15号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

(処分の手続)

**第8条の4** 管理者は、指定業者に文書による指導を行うときは、当該指定業者に対し、指導の対象となった行為等の内容及び該当する条項並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

2 管理者は、指定業者に処分を行うときは、当該指定業者に対し、処分内容及び根拠となる条項並びに処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。

(指定の取消し後の給水装置工事の施工の禁止)

**第8条の5** 指定の取消しの処分を受けた指定業者は、全ての給水装置の新設等の工事を施工することができない。ただし、指定の取消しの前から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工することができる。

(指定の停止期間中の給水装置工事の施工の禁止)

**第8条の6** 指定の停止の処分を受けた指定業者は、当該指定の停止の期間において、全ての給水装置の新設等の工事を施工することができない。ただし、当該指定の停止の前

から引き続き施工している工事に限り、当該工事の完了まで施工することができる。

(指定等の公表)

**第9条** 次の各号に該当するときは、その都度、公表する。

- (1) 法第16条の2第1項の規定により指定業者を指定したとき。
- (2) 指定業者より給水装置工事の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 法第25条の11第1項の規定により指定の取消しをしたとき。
- (4) 第8条の規定により指定の停止をしたとき。

(主任技術者の職務等)

**第10条** 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が令第4条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
  - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
  - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

**第11条** 指定業者は、法第16条の2第1項の指定を受けた日から14日以内に、法第25条の4第1項の規定により事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定業者は、主任技術者の選任し、又は解任したときは、規則様式第3の届出書により遅滞なく管理者に提出しなければならない。

4 主任技術者の選任に当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任

技術者とならないようにしなければならない。

(事業の運営に関する基準)

**第12条** 指定業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア 令第6条に規定する給水装置の構造及び基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事（規則第13条に定める軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
  - ア 施主の氏名又は名称
  - イ 施行の場所
  - ウ 施行完了年月日
  - エ 主任技術者の氏名
  - オ 竣工図
  - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - キ 給水装置の構造及び材質が令第4条に適合していることの確認の方法及びその結果

(主任技術者の立会い)

**第13条** 指定業者は、法第25条の9の規定により給水装置の検査に管理者から主任技術者の立会いを求められたときは、それに応じなければならない。

(報告又は資料の提出)

**第14条** 指定業者は、法第25条の10の規定により給水装置工事に関し、管理者から報告又は資料の提出を求められたときは、それに応じなければならない。

(雑則)

**第15条** この規程に定めるもののほか、指定業者に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

(旧管理規程の廃止)

2 小矢部市給水工事公認業者に関する規程（昭和44年小矢部市水道局管理規程第4号。以下「旧管理規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 小矢部市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成10年小矢部市条例第17号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項の規定により改正後の小矢部市水道事業給水条例第6条第1項の指定を受けたものとみなされた者についてのこの規程第7条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第4条各号」とあるのは、「第4条第2号又は第3号」とする。

4 一部改正条例附則第3項の規定により改正後の小矢部市水道事業給水条例第6条第1項の指定を受けたものとみなされた者についてのこの管理規程第12条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間は、同条中「主任技術者」とあるのは「廃止前の小矢部市給水工事公認業者に関する規程による水道工事責任技術者」とする。

5 一部改正条例附則第3項の規定の厚生省令に定める届出（次項において「旧指定給水装置工事事業者届出書」という。）を行う旧管理規程の小矢部市給水工事公認業者は、届出と同時に旧管理規程に基づく認可証及び標示板を市長に返納しなければならない。

6 市長は、旧指定給水装置工事事業者届出書を受領したときは、速やかにこの管理規程

第5条の指定業者証を交付する。

- 7 平成10年3月31日現在において、社団法人日本水道協会富山県支部の水道工事責任技術者及び配管技士の認定に関する規程第10条の規定により責任技術者として登録している者若しくはその登録資格を有し登録可能期間（3箇月）が満了していない者又は市長が責任技術者に相当すると認める者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項の適用並びに第4項の適用にあたり、給水装置工事責任技術者の資格を有する者又は水道工事責任技術者とみなす。

**附 則**（平成12年3月31日公企管規程第3号）

この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月30日産建公企管規程第6号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月30日公企管規程第1号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項第1号、第4条第3号及び第6条第2項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日市企業規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。